

## 臓器移植法改正案（いわゆるD案）の考え方のポイント

（根本メモ）

### 1. 現行法の基本的考え方

- 現行臓器移植法の基本的考え方は、本人が臓器提供の意思を生存中から表明し、かつ、家族が拒まないときに限って、脳死判定・臓器摘出を行うことができる。（臓器提供に同意する人の意思の尊重）
- 脳死は、医学的には死と認められても、人々が死と認めるかどうかは、個人の人生観、死生観、宗教観によって異なる。「脳死が人の死か」ということについて、未だなお社会的合意が得られていないということを配慮し、医学的な脳死を法律でおしつけない（意思の尊重）

### 2. 現行法における課題

- 臓器移植を希望する多くの待機患者が存在
- 15歳未満の者が国内で臓器移植をうける途は著しく制限

### 3. 臓器移植法改正に係るいわゆるD案の基本方針

- 「脳死が人の死か」は、個人の人生観、死生観、宗教観によって異なり、未だなお社会的合意が得られていないため、個人の意思を尊重し、医学的な脳死を法律でおしつけないという基本的枠組みを維持する
- 現行法の課題を解決するため、臓器移植を推進するとともに、15歳未満の者への移植の道を拓く
- より多くの国民の支持が得られるよう、臓器移植に懸念を有する人々の心情に十分配慮する

### 4. 具体的な改正の考え方

- ① 15歳以上の者の脳死判定・臓器摘出の要件は変更せず、臓器移植に同意する人の意思を尊重（自己決定と相互意思の尊重）
- ② 脳死判定・臓器提供の対象となり得る者の範囲を 15歳未満に拡大
- ③ 15歳未満の者についての脳死判定・臓器提供は、本人が拒否していない場合に、家族・遺族の書面による承諾（本人の意思を忖度した意思表示と家族・遺族としての承諾、医学的な脳死状態を人の死と受容できる人に限って臓器提供を可能とする趣旨）に加え、家族・遺族に対する適切

な説明、児童虐待のおそれがないことなどについて、医療機関の倫理委員会における確認を要件とする。

- ④ 自動車運転免許証や健康保険の保険証に、臓器提供の意思表示に関する欄を設ける等の措置を講じ、脳死判定・臓器移植の要件を変えることなく、臓器移植の推進を図る。

(参考)

## 臓器移植法(現行法)とA案、B案、C案及びD案 比較表

(未定稿)

	現行法	A案	B案	C案	D案
基本的考え方	何が人の死であるかについては、従来からの伝統的考え方に立ったうえで、脳死判定・臓器摘出については、本人の意思を尊重する	脳死は人の死であるという考え方に立ち、脳死判定・臓器摘出は、本人の積極的意思表示がなくても、遺族の承諾で可能とする	現行法と同じ考え方に立ち、本人の意思が有効とされる年齢を引き下げる	脳死判定・臓器移植については、慎重に行う	○現行法と同じ考え方に立ち、脳死判定・臓器摘出については、本人の意思を尊重する ○自ら意思表示できる年齢に達していないとされる 15 歳未満の者については、家族の承諾で可能とする
脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと(本人の意思が不明な場合は不可)	○現行法の場合に加え、 ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)の場合も、家族の書面による承諾があればよい	○現行法と同じ要件 ○現行法では、15 歳以上の者しか意思表示が有効でないとされているが、これを 12 歳以上に拡大する	○現行法と同じ要件	○15 歳以上の者については、現行法と同じ要件(生前の書面による意思表示が必要。 <u>本人の意思が不明な場合は不可</u> ) ○15 歳未満の者については、家族が書面により承諾する(家族に適正な説明が行われているか、児童虐待がないかについて、医療機関の倫理委員会によるチェックあり)
臓器提供の年齢要件	○ガイドラインで 15 歳以上の者の意思表示を有効とする	○15 歳未満の者も、15 歳以上の者と同じ要件(家族の書面による承諾)で、脳死判定・臓器摘出が可能	○法律上 12 歳以上の者の意思表示を有効とする	○検討規定を創設	○15 歳未満の者については、家族の書面による承諾を条件に脳死判定・臓器摘出を可能とする
被虐待児への対応	——	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	——	○検討規定を創設	○虐待が行われた疑いがある場合、医療機関の倫理委員会のチェックによって、提供を不可とする
親族に対する優先提供	——	○臓器の優先提供を認める(書面による)	○A案と同じ	——	——
普及・啓発活動等	——	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	○A案と同じく、運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策 ○学校・家庭等での教育の充実を図る	——	○A案と同じく、運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策